

財務会計基準機構 御中
(企業会計基準委員会 御扱)

弊行意見を下記のとおり申し述べます。

連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取り扱い(その2)に対するコメント

Q2個別財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算
Q3個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断

【意見】

連結納税会社の個別財務諸表(連結納税子会社の連結財務諸表を含む)における税効果会計については、単体納税ベースで計算を行うべきである。または、代替的方法として単体納税ベースでの計算を認めるべきである。

【理由】

キ 単独で課税所得を稼得できない会社に対して、連結納税ベースでの繰延税金資産の計上を認めることは保守主義の観点から好ましくない。税効果の実現時に損益計上すべきである。
キ 米国基準においても個別会社の実力を表示するために単体納税ベースでの計算が推奨されている。
キ 情報開示の早期化が要請されるなか、連結ベースで繰延税金資産の回収可能性の検証まで行うことは実務上困難である。

Q4個別財務諸表における回収見込額と連結納税主体における回収可能見込額に差額が生じる場合の取扱い

【意見】

欠損金にかかる繰延税金資産の回収可能見込額についても個別財務諸表と連結納税主体の連結財務諸表で差額が生じることも明記すべきである。

【理由】

キ 上記のとおり、個別財務諸表で保守的な取扱いを行えば、個別と連結では繰延税金資産の差額が発生する。

以上

=====
東京三菱銀行 総合企画室
片山直樹(かたやま なおき)